



群ト協発第50号
令和6年7月8日

会 員 各 位

一般社団法人群馬県トラック協会

会 長 武 井 宏



適正な運賃収受と労働環境改善に向けた荷主要請文の発出について

平素は、当協会の事業運営に対し、格段のご指導とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、トラック運送業界では物価高騰による車両価格や設備費用等のコスト増加を始め、燃料価格の高止まりなど、事業存続に係る大きな危機に直面している状況です。

また、運送事業者に対しては、令和6年4月からトラック運転者に対する“時間外労働の上限規制（年間960時間）の適用”や“改正改善基準告示による長時間労働の改善”が求められております。『物流の2024年問題』と言われるドライバーの労働時間規制の影響は大きく、国土交通省の実態調査では、現状の物流の適正化・生産性向上について何も対策を講じない場合、2030年度には3割以上の荷物が運べなくなるとの試算も発表されているところです。

しかしながら、多くのトラック運送業事業者は、適正な運賃・料金の収受ができておらず、待機時間や契約外の附帯作業等によるドライバーの長時間労働が常態化しているのが実態です。

このような状況を鑑み、当協会では荷主や元請企業等に対して会長名でトラック運送業界の実情を踏まえた適正な運賃・料金の収受、長時間労働の改善に向けた協力要請文を発出することとなりました。

つきましては、荷主や元請企業等に対する協力要請文の発出を希望される場合には、別添「協力要請文発出申込書」に必要事項を記入のうえ、適正化事業部あてにFAX（027-212-8009）にてお申込ください。

なお、協力要請文の内容等について、一部変更等を希望する場合には適正化事業部までご連絡ください。

※ 「協力要請文発出申込書」は当協会HPからもダウンロード可能です。
(HPアドレス：<https://www.gta.or.jp/index.html>)

本件担当：適正化事業部
TEL 027-212-8821